

# 彙報

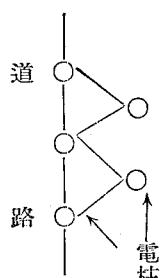
## ◎電柱建設の爲にする道路占用

### 取扱方法改正に關する陳情

電柱を建設すると否とを問はず、道路を占用する場合に於ては、道路管理者の許可承認を受くることを要し、道路管理者が、その出願を許可承認する場合には、監督官廳の認可を受くることを必要とするのであるが、此場合に於て其の占用方法が内務大臣指定の方法に準據して居るものであつたならば、其の認可を受くることを必要としないのである。而して内務大臣指定の方法に就ては、大正九年内務省訓令第十一號を以て定められて居るのであるが、其の規定が隨分厳しいので、電氣事業者又は鐵道軌道の經營者が隨分困つて居る。

其の訓令第一條には道路の占用を許可承認するは、他に相當の餘地なく、道路を占用する緊切の必要ある場合に限るとあるので、道路側に餘地なき場合の外絶対に許可されない、例へば王子電氣軌道株式會社が、大正九年七月埼玉縣内道路（幅員四間）の占用を出願したのに、出願したる道路側に建物あるが爲、民有地を使用し得ざる箇所の外は絶対に許可

しない、又同社が同縣地内に於て占用の許可を受けたる道路中、期限満了の爲繼續使用の出願を爲したるに對し、更に命令を追加して、建換の際は民有地に移轉すべき電柱を指定され、曩に許可を得た道路の占用権をも、解消さることとなつた、且つ電柱の新設又は建換の際處々に餘地があつて、其の分を道路外に移轉すべきことを命令されたときは、電氣工作物規程第二十二條に基き、八尺以上道路より離隔した設置に建設することを要するの結果



上圖のやうな體裁を作ることとなつて、連續建設を要する電柱に在つては建設不可能と爲るに拘らず一向此不體裁、不經濟なることを顧慮されないのは遺憾である。

同訓令第四條には、電柱は道路の同一側に建設し、供側に路上建設物あるときは五間以上錯立せしむること及道路の曲角に建設せざること、爲つて居るが、此規定も亦困る。

(1) 東京府に於ては、建柱の際水平支線柱を對側に設置する場合、其錯立距離五間以上ならざる時は、絶対に許可しない、

之が爲め東京電燈株式會社の如きは、實行不可能の個所多數あつて、其處置に困惑して居る。(2)關西電氣株式會社に於ては、國縣道に屬する電柱總本數壹千百四十本に對して、縣當局は道路上の對側支持物との錯立距離五間なき電柱（總本數の二割五分）に對し、直に移轉すべき旨通牒した然るに位置變更至難の個所夥しく困却して居る。(3)岡崎電燈株式會社に於ては、對側電柱が遞信省通信線なる場合に於て建柱年月の前後に拘はらず、會社電柱のみの移轉を命ぜられ居る、尙甚しきに至りては、道路法及、之れに對する訓令の發布以後に於て、既設、社線電柱の他側に於て、何等の拘泥なく遞信省通信線及警察通信線の建設せらるゝ如き矛盾を表はして居る。(4)岐阜縣下道路（縣道名古屋中津線）の兩側には、遞信省特設電話用電柱（甲柱とす）と合名會社多治見電燈所電氣供給用電柱（乙柱とす）と並行對立し、乙柱は十數年前建設し、甲柱は道路法制定後に於て建設せられた、然るに其後乙柱の道路敷占用期間満了に付、繼續願を提出したるに、訓令第四條に抵觸するとの理由にて移轉命令を受け、爾來其工事を繼續中である。尙之れを經濟上より見るに、前記豊岡町地内は、道路上に沿ひ家屋櫛比し、從つて乙柱は一般に甲柱に比し其長さ殆ど二倍し、且つ腕木其他電線支持物も、甲柱に比

し甚しく複雜し、工費を要する事約三倍以上を計上し、迷惑すること夥し、之に類する箇所は他の地點にもありて移轉命令を受け困却して居る、(5)石動電氣株式會社經營に係る、福岡配電幹線第四號柱は、腐蝕して建替の止むなきに至り、大正十年十一月二十二日付許可申請に對し、第四條第二項に抵觸するとの理由で、却下せられたり、然るに該建替箇所は、町の十字街にて對側には弱電流電線路柱ある故、電線路の方向變換には同條項に抵觸せしむるの外他に處置の方法がない今猶其の儘となし危險であるが縫縫的施設をして維持して居る。(6)山梨縣に於て谷村電燈株式會社は、既設電柱腐蝕の爲め、建替を要する所なれども、訓令に抵觸するものは、悉く係官の指令を俟つべきことゝ爲つて困難を感じて居る。

以上の事實は當業者が、鐵道同志會に提出したもので、此他電氣事業者が同様の困難に遭遇して居ることは事實であるから、何とか該訓令を改正して、緩和の方法を設けて貰ひたいとの陳情を呈出したた。

之に對し内務當局の意見を聞くと、田中土木事務官は曰く、元來道路の占用なるものは、一般公衆通行の用に供する道路を、或特定人に獨占せしむるものであつて、公衆の自由使用を制限するものであるから、無制限に之を許すべきものでな

い、若し無制限に許すものとしたならば、道路の効果は遂に滅却さることとなる、故に道路法に於ても、道路の占用は

一行を東京ステーションホテルに招待して、同氏の経験談を聴くべく午餐を供した。(談話の内容は)

交通を妨げざる限度に於て、許可承認すべきことを規定したのである、元來電氣事業者の如きは道路に付き如何なる理解を有して居るのが知らないが、僕等の眼から觀るときは、事業者は道路用地を目して、不用官有地とでも考へて居る心地がある、自己の都合のよい箇所を選択し、道路交通上の關係を考慮せずして電柱を建設する、試に見給へ路巾狭隘な道路に電柱が建設されて、此電柱が無かつたならば、自動車が通行することが出来ると言ふ道路が到る處に見受けられるはないで、か、財政の豊富でない我國に於て道路を改良することは、容易の業でないから、現代道路を其の儘として路上障碍物を出来るだけ追拂ひ、交通の完全を期したい考であるから、如何に陳情しても此訓令は改正する處が、更に進んで此訓令の趣旨に合致する様既設電柱を整理したいと言つて居るから到底駄目であらう。

### ◎ワーレン氏招待會

翠綠濃やかな六月二十一日、本會の理事會を開き外國道路鋪裝事業の經營者たるワーレン・ブランザース會社東洋派遣員の

各理事、牧野、松本、田中、佐藤、三浦各幹事、都筑専任幹事出席したが、卓上水野會長は旅情を勞らひ挨拶を述べ、之に對しワーレン氏の謝辭があつて、各自別席に入り得意の道改良談を交へて、午後二時散會した。